

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2022 年 4 月 12 日

株式会社バリューデザイン

2022 年 4 月 12 日

東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号
株式会社バリューデザイン
代表取締役社長 尾 上 徹

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2022 年 3 月 15 日開催の取締役会において、同年 6 月 1 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、アララ株式会社（以下「アララ社」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、同年 3 月 15 日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

（1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

①本株式交換の方式

アララ社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を保有する当社株主（ただし、アララ社を除きます。）に対してアララ社の普通株式（以下「アララ社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

②本株式交換に係る割当の内容（株式交換比率）

	アララ社 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3.20
本株式交換により交付する株式数	アララ社普通株式：3,698,323 株（予定）	

（注１）本株式交換に係る割当の詳細

当社普通株式１株に対してアララ社普通株式 3.2 株を割当交付いたします。

なお、上表に記載の本株式交換にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に変更が生じもしくは判明した場合には、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合には直ちに開示致します。

（注２）本株式交換により交付する株式数

アララ社は、本株式交換によりアララ社が当社普通株式（ただし、アララ社が保有する当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得する時点（以下「基準時」といいます。）の直前時の当社の株主の皆様（ただし、アララ社を除きます。）に対し、その保有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のアララ社普通株式を交付する予定です。なお、交付するアララ社普通株式については、新たに普通株式 3,698,323 株の発行を行う予定です。

当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時の直前時において当社が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際にアララ社が割当交付する株式数は今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100 株）未満のアララ社普通株式の割当を受ける当社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様はアララ社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、アララ社に対し、保有することとなるアララ社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、アララ社普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、アララ社が 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

アララ社は、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の本株式交換比率の算定に当たっては、本経営統合の対価の公正性を担保するため、アララ社の第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選任のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関であるブルータスから受領した株式交換比率算定書を踏まえ、またアララ社が当社の支配権を得ることによるプレミアムを勘案し、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

一方、当社は、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本経営統合の対価の公正性を担保するため、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を選任し、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下「太陽グラントソントン・アドバイザーズ」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして選任し、加えて、本経営統合の法務アドバイザーとして、大知法律事務所を選任のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である山田コンサルから受領した株式交換比率算定書及びアララ社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至り、2022年1月14日に開催された両社の取締役会において、同日付で経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合における株式交換比率を決定いたしました。その後追加的なデュー・ディリジェンスを実施し、2022年3月15日においては2022年1月14日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、本基本合意書において合意した株式交換比率を変更する必要はないことを相互に確認しております。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に変更が生じもしくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

イ. 算定に関する事項

（ア）算定機関の名称及び両者との関係

アララ社の第三者算定機関であるブルータス及び当社の第三者算定機関である山田コンサルは、いずれもアララ社及び当社から独立した算定機関であり、アララ社及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

プルータスは、アララ社普通株式及び当社普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

アララ社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは、以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	2.27～3.04
DCF法	1.98～4.34

市場株価法においては、両社ともに2022年1月13日を算定基準日として、アララ社及び当社について、東京証券取引所マザーズにおける算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間、並びにアララ社による当社の株式の一部取得に係る公表日の翌営業日である2021年8月26日から算定基準日までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、価値算定の際には、両社がプルータスに算定目的で使用することを了承した、アララ社及び当社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。

なお、算定の際に前提としたアララ社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、アララ社については、2022年8月期においては、キャッシュレスサービス事業において、「アララキャッシュレス」「チャージバック」といった新規サービス開発への投資及び前期発生したキャッシュレス消費者還元事業関連のスポット売上減少により営業利益が対前年度比44.8%の減益となることを見込み、2023年8月期においては、大型顧客獲得や新規サービスの販売本格化により営業利益が対前年度比192.0%の増益となることを見込み、2024年8月期においては、新規サービスのさらなる収益獲得の結果、営業利益が対前年度比88.0%の増益となることを見込んでおります。

また、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年6月期においては、ハウス電子マネー事業に関連する新規サービス開発への投資、及びブランドプリペイド事業における減益の影響により営業利益が対前年比45.2%の減益となることを見込み、2023年6月期から2024年6月期においては、ハウス電子マネー事業における営業・カスタマーサクセス領域の増員

と、上述の新サービス開発への投資の効果による、新規の大型顧客獲得及び既存顧客における決済比率の向上とそれに伴うシステム利用料収益の増加、新規サービスによる収益獲得の結果、営業利益が2023年6月期において、対前年比492.7%の増益、2024年6月期において対前年比70.4%の増益及び2025年6月期において対前年度比で163.63%の増益となる事を見込んでおります。

ブルータスは株式交換比率の算定を行うに際して、アララ社及び当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自に調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。また、ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びその関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、ブルータスは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。加えてブルータスが、株式交換比率の算定の基礎資料として用いた両社の事業計画その他の資料は、両社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではありません。

山田コンサルは、アララ社普通株式及び当社普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社ともに比較的類似した事業を行っている上場会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てるアララ社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	1.82～3.95
類似会社比較法	2.19～2.71
DCF法	2.16～3.68

市場株価法においては、2022 年 1 月 13 日を算定基準日として、アララ社及び当社について、東京証券取引所マザーズにおける算定基準日の終値（当社につきましては、算定基準日における取引がございませんでしたので、直前に取引の行われた 2022 年 1 月 12 日の終値を採用しております。）、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、価値算定の際には、両社が山田コンサルに算定目的で使用することを了承した、アララ社及び当社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、アララ社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。

なお、算定の際に前提としたアララ社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、アララ社については、2022 年 8 月期においては、キャッシュレスサービス事業において、「アララキャッシュレス」「チャージバック」といった新規サービス開発への投資及び前期発生したキャッシュレス消費者還元事業関連のスポット売上減少により営業利益が対前年度比 44.8%の減益となることを見込み、2023 年 8 月期においては、大型顧客獲得や新規サービスの販売本格化により営業利益が対前年度比 114.1%の増益となることを見込み、2024 年 8 月期においては、新規サービスのさらなる収益獲得の結果、営業利益が対前年度比 156.2%の増益となることを見込んでおります。

また、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022 年 6 月期においては、ハウス電子マネー事業に関連する新規サービス開発への投資、及びブランドプリペイド事業における減益の影響により営業利益が対前年比 45.2%の減益となることを見込み、2023 年 6 月期から 2025 年 6 月期においては、ハウス電子マネー事業における営業・カスタマーサクセス領域の増員と、上述の新サービス開発への投資の効果による、新規の大型顧客獲得及び既存顧客における決済比率の向上とそれに伴うシステム利用料収益の増加、新規サービスによる収益獲得の結果、営業利益が 2023 年 6 月期において、対前年比 492.7%の増益、2024 年 6 月期において対前年比 70.4%の増益及び 2025 年 6 月期において対前年度比で 163.63%の増益となる事を見込んでおります。

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の

予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2022 年 1 月 13 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

当社及びアララ社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるアララ社の普通株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①当社普通株式は現在東京証券取引所マザーズ（2022 年 4 月 4 日以降は東京証券取引所グロース市場。以下同様。）に上場しているものの、本株式交換が実施された場合、本株式交換効力発生日である 2022 年 6 月 1 日（予定）をもって、当社はアララ社の完全子会社となり、2022 年 5 月 30 日を日途に、東京証券取引所マザーズの上場廃止基準により上場廃止となる予定であるところ、アララ社普通株式は東京証券取引所マザーズに上場されており、本株式交換効力発生日以降も、引き続き東京証券取引所マザーズにおいて取引が可能であること、及び②当社の株主は、アララ社普通株式を交換対価として受け取ることにより上記 1「本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換による相乗効果を楽しむことができることを考慮して、アララ社普通株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

①公正性を担保するための措置

アララ社は当社の支配株主等には該当しないものの、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、本経営統合に関して構造的な利益相反の問題が類型的に存することに鑑み、両社は、手続の公正性を担保するため、以下の措置を実施することといたしました。

ア. アララ社における公正性を担保するための措置

アララ社は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、アララ社は、第三者算定機関としてブルータスを選任し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。なお、アララ社は、ブルータスより、本株式交換比率が財務的な見地より妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、重要な利害関係を有しない弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所を選任し、本基本合意書締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

イ. 当社における公正性を担保するための措置

当社は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。なお、当社は、山田コンサルより、本株式交換比率が財務的な見地より妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

また、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、重要な利害関係を有しない太陽グラントソントン・アドバイザーズを独立した財務アドバイザーとして選任しております。

加えて、本経営統合の法務アドバイザーとして、重要な利害関係を有しない大知法律事務所を選任し、本基本合意書締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

②利益相反を回避するための措置

当社は、アララ社が既に当社普通株式 576,100 株（2022 年 3 月 15 日現在における発行済株式総数 1,732,000 株に占める割合は 33.26%）を保有している主要株主及びその他の関係会社であること、及びアララ社の現任取締役を兼任する取締役が存在することから、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、以下の措置を講じております。

本基本合意書の締結を決議した 2022 年 1 月 14 日開催の当社の取締役会並びに本株式交換契約の締結を決議した 2022 年 3 月 15 日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役 6 名のうち、井上浩毅氏はアララ社の取締役を兼務しているため、利益相反の疑義を回避する観点から、井上浩毅氏を除く他の 5 名の取締役（うち社外取締役 2 名）で審議し全員の賛成により決議しております。なお、利益相反の可能性を排除する観点から、井上浩毅氏は、当社の立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加しておらず、今後も参加する予定はありません。

また、上記の取締役会にはアララ社との間で利害関係を有しない監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（４）本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項、会社法第 768 条第 1 項）

本株式交換に際して、アララ社の増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額：0 円

資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従いアララ社が別途定める金額

利益準備金の額：0 円

これらの資本金及び準備金の額は、本株式交換後のアララ社の資本政策その他諸事情を

総合的に考慮・検討し、両社間で協議の上、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたしております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

（1）アララ社の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

アララ社の定款の定めは、添付資料 2「アララ社定款」に記載のとおりであります。

（2）交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

①交換対価を取引する市場

アララ社普通株式は、東京証券取引所マザーズにおいて取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

アララ社普通株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分に関する制限の内容

該当事項はありません。

（3）交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

アララ社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける過去 6 ヶ月間の株価推移は、以下のとおりです。

（単位：円）

月 別	2021 年 9 月	10 月	11 月	12 月	2022 年 1 月	2 月
最高株価	1,364	1,211	1,031	830	717	495
最低株価	1,125	901	752	659	425	381

なお、日本取引所グループが以下の URL において開示する株価情報やチャート表示により、アララ社普通株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

<https://www.jpx.co.jp/>

（4）アララ社の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

アララ社は、第 12 期（2016 年 9 月 1 日から 2017 年 8 月 31 日まで）乃至第 14 期（2018

年9月1日から2019年8月31日まで)の各事業年度においては計算書類について公告を行っており、また、第15期(2019年9月1日から2020年8月31日まで)及び第16期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の各事業年度においては金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第3号)

アララ社は、当社が発行している以下の表の第1欄記載の①乃至⑥に掲げる各新株予約権のうち、本株式交換効力発生日の前日までに新株予約権者により行使がなされなかったものについては、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時の直前時における、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、以下の表第2欄記載の①乃至⑥に掲げるアララ社の新株予約権を割当て交付します。

かかる取扱いは、当社の株主及び当該新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者に実質的に同内容かつ同数のアララ社の新株予約権を交付するものであり、相当であると考えます。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社バリューデザイン 第5回新株予約権	別紙1-1 記載	アララ株式会社 第16回新株予約権	別紙1-2 記載
②	株式会社バリューデザイン 第6回新株予約権	別紙2-1 記載	アララ株式会社 第17回新株予約権	別紙2-2 記載
③	株式会社バリューデザイン 第7回新株予約権	別紙3-1 記載	アララ株式会社 第18回新株予約権	別紙3-2 記載
④	株式会社バリューデザイン 第8回新株予約権	別紙4-1 記載	アララ株式会社 第19回新株予約権	別紙4-2 記載
⑤	株式会社バリューデザイン 第9回新株予約権	別紙5-1 記載	アララ株式会社 第20回新株予約権	別紙5-2 記載
⑥	株式会社バリューデザイン 第1回株式報酬型新株予約権	別紙6-1 記載	アララ株式会社 第21回新株予約権	別紙6-2 記載

(注)上記の表に記載した別紙は、添付資料1「株式交換契約書(写)」の別紙を示しております。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) アララ社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

アララ社の最終事業年度（2020 年 9 月 1 日から 2021 年 8 月 31 日まで）に係る計算書類等の内容は法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.valuedesign.jp>）に掲載しております。

(2) アララ社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ）

該当事項はありません。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

アララ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社バリューデザイン（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、2022 年 3 月 15 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：アララ株式会社

住所：東京都港区青山二丁目 24 番 15 号青山タワービル別館

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社バリューデザイン

住所：東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号住友不動産八丁堀ビル 6 階

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 3.2 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 3.2 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条 （本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時において乙が発行している以下の表の第1欄記載の①乃至⑥に掲げる各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権に代わる新株予約権として、それぞれ、基準時における当該新株予約権の総数と同数の同表第2欄記載の①乃至⑥に掲げる甲の新株予約権を交付する。

第1欄			第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社バリューデザイン 第5回新株予約権	別紙1-1 記載	アララ株式会社 第16回新株予約権	別紙1-2 記載
②	株式会社バリューデザイン 第6回新株予約権	別紙2-1 記載	アララ株式会社 第17回新株予約権	別紙2-2 記載
③	株式会社バリューデザイン 第7回新株予約権	別紙3-1 記載	アララ株式会社 第18回新株予約権	別紙3-2 記載
④	株式会社バリューデザイン 第8回新株予約権	別紙4-1 記載	アララ株式会社 第19回新株予約権	別紙4-2 記載
⑤	株式会社バリューデザイン 第9回新株予約権	別紙5-1 記載	アララ株式会社 第20回新株予約権	別紙5-2 記載
⑥	株式会社バリューデザイン 第1回株式報酬型新株予約権	別紙6-1 記載	アララ株式会社 第21回新株予約権	別紙6-2 記載

2. 前項の規定により交付される新株予約権の割当てについては、基準時において乙が発行している前項の表の第1欄記載の①乃至⑥に掲げる各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権1個につき、それぞれ同表第2欄記載の①乃至⑥に掲げる甲の新株予約権1個を割り当てる。

第5条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金： 金0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金：金0円

第6条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年6月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 （株式交換契約に関する株主総会の承認）

甲及び乙は、2022年4月27日又は甲及び乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

第8条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその通常の業務の範囲内で事業の運営を行うものとし、自らの財産又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上で行うものとする。

第9条 （乙の自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を基準時の直前時点において消却する。

第10条 （取締役の選任）

甲は、第7条に定める甲の株主総会において、別紙7第1項記載の者を甲の非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する旨の議案、及び、別紙7第2項記載の者を甲の監査等委員である取締役に選任する旨の議案をそれぞれ上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、別紙7第1項記載の者については、本効力発生日において、非業務執行取締役から業務執行取締役への変更を予定するものとする。

第11条 （今後の組織再編の予定）

甲及び乙は、以下の各号に定める組織再編を、いずれも2022年12月を目途として実施する予定であることを確認する。但し、2022年11月開催予定の甲の定時株主総会において当該組織再編に係る契約について承認が得られることを条件とする。

（1） 甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とし、甲のキャッシュレスサービス事業及びこれに係る権利義務を乙に承継する内容の吸収分割

（2） 甲を吸収分割会社、甲が今後設立する受け皿会社（以下「丙」という。）を吸収分割承継会社とし、甲のメッセージングサービス事業、データセキュリティサービス事業及びAR事業（換言すれば、前号に定める事業、並びに、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業以外の全ての事業）並びにこれに係る権利義務を丙に承継する内容の吸収分割

第12条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除し、又は本株式交換の条件を変更することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、第10条に定める甲の株主総会による取締役選任議案の承認が得られなかった場合、又は、前条の規定に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第14条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（誠実協議）

本契約の条項に関して疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、誠実に協議し、その解決に努める。

（以下余白）

本契約締結を証するため、正本 2 通を作成し、各当事者が各 1 通を保有する。

2022 年 3 月 15 日

甲：

乙：

株式会社バリューデザイン第 5 回新株予約権

1 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員等業績向上及び業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

当社取締役、従業員等

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 540 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権の総数

540 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 1 株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

5 新株予約権の払込金額

無償とする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権 1 個あたり金 85,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株式数} \times \text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} &= \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 11 月 10 日から平成 34 年 8 月 30 日までとする。

8 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

12 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

アララ株式会社第 16 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

株式会社バリューデザイン第 5 回新株予約権の新株予約権者

2 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的である株式は、当社普通株式 320 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 5 回新株予約権（別紙 1-1）の総数と同数とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 320 株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権 1 個あたり金 85,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} & \text{既発行} & + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{株式数}}{\text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} & & \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日（契約書本文で定義する。）から 2022 年 8 月 30 日までとする。

7 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

11 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

株式会社バリューデザイン第 6 回新株予約権

1 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員等業績向上及び業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

当社取締役、従業員等

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 540 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権の総数

540 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 1 株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

5 新株予約権の払込金額

無償とする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権 1 個あたり金 85,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株式数} \times \text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} &= \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 4 月 11 日から平成 34 年 8 月 30 日までとする。

8 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

12 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

アララ株式会社第 17 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

株式会社バリューデザイン第 6 回新株予約権の新株予約権者

2 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的である株式は、当社普通株式 320 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 6 回新株予約権（別紙 2-1）の総数と同数とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 320 株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権 1 個あたり金 85,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} & \text{既発行} & + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \text{株式数} \times \frac{\text{新株式発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{行使価格} & & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日（契約書本文で定義する。）から 2022 年 8 月 30 日までとする。

7 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

11 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ

れ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

株式会社バリューデザイン第7回新株予約権

1 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員等業績向上及び業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 500 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権の総数

500 個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1株とする。ただし、3.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

5 新株予約権の払込金額

無償とする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権1個あたり金150,000円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株式数} \times \text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} &= \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 1 月 17 日から平成 36 年 9 月 28 日までとする。

8 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

12 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

アララ株式会社第 18 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

株式会社バリューデザイン第 7 回新株予約権の新株予約権者

2 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的である株式は、当社普通株式 320 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 7 回新株予約権（別紙 3-1）の総数と同数とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 320 株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権 1 個あたり金 150,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} & \text{既発行} & + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{株式数}}{\text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} & & \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日（契約書本文で定義する。）から 2024 年 9 月 28 日までとする。

7 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

11 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

株式会社バリューデザイン第 8 回新株予約権

1 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員等業績向上及び業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 500 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権の総数

500 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 1 株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

5 新株予約権の払込金額

無償とする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権 1 個あたり金 150,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株式数} \times \text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} &= \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 36 年 9 月 28 日までとする。

8 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

12 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

アララ株式会社第 19 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

株式会社バリューデザイン第 8 回新株予約権の新株予約権者

2 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的である株式は、当社普通株式 320 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 8 回新株予約権（別紙 4-1）の総数と同数とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 320 株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権 1 個あたり金 150,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} & \text{既発行} & + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{株式数}}{\text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} & & \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日（契約書本文で定義する。）から 2024 年 9 月 28 日までとする。

7 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

11 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

株式会社バリューデザイン第 9 回新株予約権

1 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員等業績向上及び業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 320 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権の総数

320 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 1 株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

5 新株予約権の払込金額

無償とする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権 1 個あたり金 150,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株式数} \times \text{新株式発行前の株価}} \\ \text{行使価格} &= \text{行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 37 年 2 月 3 日までとする。

8 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

12 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

アララ株式会社第 20 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の割当てを受ける者（以下、「新株予約権者」という。）

株式会社バリューデザイン第 9 回新株予約権の新株予約権者

2 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的である株式は、当社普通株式 320 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 9 回新株予約権（別紙 5-1）の総数と同数とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式 320 株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権 1 個あたり金 150,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割または合併の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価格の調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} & \text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} & \\ \text{調整後} = & \text{調整前} \times \text{株式数} & \text{新株式発行前の株価} \\ \text{行使価格} & \text{行使価格} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日（契約書本文で定義する。）から 2025 年 2 月 3 日までとする。

7 新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）

- (1) 新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者および社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位および社外協力者であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償にて取得することができる。
- (4) 当社が当社株式を証券取引所へ上場申請又は日本証券業協会に登録申請をする場合において、新株予約権者がかかる証券取引所又は日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

11 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ

れ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

株式会社バリューデザイン第1回株式報酬型新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社バリューデザイン第1回株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の総数 40 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年11月6日から平成60年11月5日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記 (1) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の (2) から (7) の基礎数値に基づき算定した 1 株当たりのオプション価格 (1 円未満の端数は四捨五入) に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1 株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S): 平成 30 年 11 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X): 1 円
- (4) 予想残存期間 (T): 15 年
- (5) 株価変動性 (σ): 当社普通株式の上場日である平成 28 年 9 月 26 日から平成 30 年 11 月 5 日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q): 1 株当たりの配当金 (平成 30 年 6 月期の実績配当金) $\div$ 上記 (2) に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

13. 新株予約権を割り当てる日 平成 30 年 11 月 5 日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成 30 年 11 月 5 日

15. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名の上、これを下記 16. に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部又はその時々における当該業務担当部署

17. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行新橋支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

18. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

21. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。

以 上

アララ株式会社第 21 回新株予約権発行要項

22. 新株予約権の名称 アララ株式会社第 21 回新株予約権
23. 新株予約権の総数 本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社バリューデザインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社バリューデザインの新株予約権原簿に記載された株式会社バリューデザイン第 1 回株式報酬型新株予約権（別紙 6-1）の総数と同数とする。
24. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 320 株とする。ただし、下記 13. に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
25. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
26. 新株予約権を行使することができる期間
本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）日から 2048 年 11 月 5 日まで
27. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

28. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

29. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

30. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

31. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

32. その他の新株予約権の行使の条件

(4) 新株予約権者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(5) 上記 (1) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

33. 新株予約権の払込金額の算定方法

金銭の払込みを要しない。

34. 新株予約権を割り当てる日 本効力発生日

35. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名の上、これを下記 16. に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

36. 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部又はその時々における当該業務担当部署

37. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行新橋支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

38. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

39. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

40. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

41. その他

本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役社長に一任する。

以 上

第 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

- ・ 尾上 徹
- ・ 林 秀治

第 2 監査等委員である取締役候補者

- ・ 金子 毅

以 上

アララ社の定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

アララ株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アララ株式会社と称する。

2 英文では、arara inc.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、及びこれらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

① 電子決済及び付帯するロイヤリティプログラム等のシステム、ソフトウェア及びハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務

② 電子メール及びSNS等のメッセージのシステム、ソフトウェア及びハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務

③ セキュリティのシステム、ソフトウェア、ハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務

④ 携帯情報端末機及びコンピューターのシステム、ソフトウェア、ハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務

⑤ インターネットを利用したデジタルコンテンツ（テキスト・音声・静止画・動画）の収集、企画、開発、制作、配信、販売、管理及びこれらのコンサルティング業務

⑥ グラフィックデザイン及び画像処理関連機器の研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務

⑦ 広告代理店並びに広告の企画、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務

⑧ ベンチャー企業に対する投資、融資、保証、投融資の引受、仲介、斡旋及び経営の指導

⑨ 国内外における不動産の売買、賃貸、仲介及び管理不動産売買

⑩ 商品の販売

⑪ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務

⑫ 資金決済に関する法律に基づく仮想通貨を利用した商品の開発・運用、仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売及びコンサルティング

⑬ 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、
収納・支払等の代行、資金移動業

⑭ 携帯情報端末機及びコンピューターによる通信販売及びそのシステム構築業務

⑮ 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

① 取締役会

② 監査等委員会

③ 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、22,700,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 7 名以内とする。

(選任及び解任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3 代表取締役は、当会社を代表する。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期はその選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期はその選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会の議事録)

第 29 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は年 1 期とし、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 8 月 31 日、2 月末日とする。

2 前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第 38 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

附則

第 1 条 平成 29 年 8 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 42 条の定めるところによる。

以上

制定：2006 年 8 月 16 日

改訂：2006 年 12 月 15 日

改訂：2007 年 7 月 1 日

改訂：2008 年 6 月 28 日
改訂：2012 年 11 月 28 日
改訂：2013 年 7 月 17 日
改訂：2013 年 11 月 29 日
改訂：2014 年 11 月 28 日
改訂：2015 年 11 月 27 日
改訂：2016 年 3 月 1 日
改訂：2016 年 4 月 1 日
改訂：2017 年 12 月 1 日
改訂：2020 年 8 月 27 日
最終改訂：2021 年 11 月 26 日